

# 伊豆市 いずぐらし促進補助金 のご案内 (住宅補助・リフォーム補助)

(令和7年4月1日現在)



HPはこちら

〒410-2413  
伊豆市小立野38-2  
伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課  
TEL 0558-74-3066 E-mail izuyou@city.izu.shizuoka.jp

# 伊豆市いずぐらし促進補助金について

若者夫婦世帯および子育て世帯の移住定住の促進を目的に、市内に住宅を取得した方または市内に所有する住宅のリフォームを行なう方に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか  
チェックしてみよう！

## 補助対象者

※若者夫婦世帯…申請日において夫婦いずれかが満40歳以下の世帯  
子育て世帯…申請日において中学生以下の子と同居する世帯

### 【共通要件】

- 1 補助金交付後10年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。
- 2 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。
- 3 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないこと。

チェック

### 【住宅補助事業】

- 1 市内で新たに住宅を購入し、若者夫婦世帯または子育て世帯で居住していること。

### 【リフォーム補助事業】

- 1 若者夫婦世帯もしくは子育て世帯の世帯員であること、またはその世帯と同居していること。

## 補助対象住宅

### 【住宅補助事業】

- 1 市内に新築又は購入により取得し、家屋登記をしたもの
- 2 居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延床面積が80㎡以上のもの
- 3 取得対価を伴うもの（2親等内の親族のものは対象外）

### 【リフォーム補助事業】

- 1 工事金額が100万円以上のリフォームを行なうもの

## 補助金の交付額

### 【住宅補助事業】

交付額は、住宅の購入費用の10分の1の額で、最大**100万円**です（千円未満切捨て）。

### 【リフォーム補助】

交付額は、リフォーム工事に要した費用の10分の1の額で、市内業者が施工した場合は最大**100万円**、市外業者が施工した場合は最大**50万円**です（千円未満切捨て）。

★対象となる住宅に居住する小学6年生までの児童1人につき**10万円**を加算

※令和3年度まで実施した賃貸補助事業の交付を受けている場合、赤字部分は2分の1の額となります。

## 申請方法

### 【住宅補助事業】

取得した**住宅または土地の登記の原因の日から120日以内**に以下の書類をそろえて地域づくり課までご提出ください。

- 1 伊豆市いづぐらし促進補助金（住宅補助）交付申請書（様式第3号）
- 2 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- 3 住宅及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 4 住宅の間取図
- 5 土地使用承諾書等の写し（土地が借地の場合）
- 6 世帯員全員の直近1か年の滞納のないことを証する市町村税の完納証明書（対象となる年の1月1日において市外に居住していた場合）

チェック

  
  
  
  
  

### 【リフォーム補助事業】

必ず**工事着手前**に以下の書類をそろえて地域づくり課までご提出ください。

- 1 伊豆市いづぐらし促進補助金（リフォーム）交付申請書（様式第4号）
- 2 リフォーム工事前の間取り図および写真
- 3 リフォーム工事に係る見積書の写し
- 4 補助の対象となる住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 5 世帯員全員の直近1か年の滞納のないことを証する市町村税の完納証明書（対象となる年の1月1日において市外に居住していた場合）

  
  
  
  

## 補助金の交付決定

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、「伊豆市いづぐらし促進補助金交付・不交付決定通知書」により申請者に通知します。

## （注）補助金の返還

- 1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。
- 2 補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅に10年以上継続居住できないことになった場合は、速やかに「伊豆市いづぐらし促進補助金返還届出書」により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。  
この場合の返還額は、補助金交付額を10で除した額に10年を満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を乗じた額となります。

# 伊豆市いずぐらし促進補助金 申請手続きの流れ

申請者

市（地域づくり課）

交付申請書ほか  
※取得した住宅の  
登記完了後

住宅or土地の登記の  
原因の日から120日  
以内に申請

受付・審査

受領  
(交付決定の場合)

郵送

交付・不交付  
決定通知書

補助金請求書 押印

郵送or持参

受付

補助金の受領

口座振込

補助金の交付

住宅補助事業

交付申請書ほか

工事着手前に申請

受付・審査

受領  
(交付決定の場合)

郵送

交付・不交付  
決定通知書

リフォーム工事

※変更がある場合市へ協議

完了報告書

郵送or持参

受付・審査

受領

郵送

交付確定通知書

補助金請求書 押印

郵送or持参

受付

補助金の受領

口座振込

補助金の交付

リフォーム補助事業